

—東地中海・北アフリカ地域ニュース—

リビア：ザイダーン首相不信任案可決、欧州へ出国

1. ザイダーン首相不信任案および議会選挙7月実施が可決

3月11日、国民議会はザイダーン首相に対する不信任決議を採決し、全138票のうち賛成124票で、同不信任案が可決された。首相だけに対する不信任決議であり、内閣全体に対する決議ではない。その後すぐに、アブドゥッラー・シンニー国防相が、国民議会が新首相を任命するまでの2週間の期限で暫定首相に任命された。

リビアは、民兵組織の武装解除の遅延、政府要人・治安当局・外国人に対する暴力・殺人・誘拐事件、武装集団による政府系施設への攻撃、東部地域の分離主義運動、少数民族と政府の対立、少数民族間の対立など、数多くの治安問題を抱えており、国家の統治能力が著しく低下した状態にある。こうした現状から、ザイダーン首相は以前から治安対策問題で与野党から批判を受けていた。そこに、3月8日、北朝鮮の旗を掲げたタンカー「Morning Glory号」がシドラ港（スルト県）に入港し、国営石油会社の許可なく東部分離主義者が原油35万バレルを販売したとされる事件が起きた。政府はシドラ港に軍部隊を派遣したがタンカーの出航を阻止できず、ザイダーン首相への批判がさらに高まった。

また、ザイダーン首相への不信任決議と同じ投票で、議会選挙を7月に前倒しすることが可決された。2011年の憲法宣言を修正して議会選挙・大統領選挙手続きを策定する権限を有する「2月委員会」は、7月までに憲法草案が完成されないと判断した場合、大統領選挙と議会選挙を実施する旨の憲法宣言の修正を可決していた（3月2日）。今次議決は、国民議会が2月委員会の憲法宣言修正にもとづき、7月に議会選挙を前倒しすることを決定したと見られる。

（※最近行われた移行スケジュールの修正）

2月3日：国民議会は、2011年の憲法宣言における移行スケジュールを修正。5月の時点で憲法起草委員会が7月までに憲法草案を完成できないと判断された場合、議会選挙・大統領選挙を前倒しすることを決定した。

2月11日：国民議会は、2011年憲法宣言を修正して議会選挙・大統領選挙手続きを策定する権限を有する「2月委員会」（委員15人）を立ち上げた。

3月2日：2月委員会は、7月までに憲法草案が完成しない場合、大統領選挙（直接）と議会選挙を実施する案を可決。

3月11日：国民議会は、7月に議会選挙を実施することを可決。

2. ザイダーン前首相が欧州へ出国

首相不信任案が可決された後、検事総長はザイダーン前首相に対して渡航禁止令を出した（理由：金融不正疑惑）。しかし午後9時、同前首相は、トリポリ国際空港からプライベート

機を使ってマルタに向かった。マルタで2時間滞在した後、「ヨーロッパの他の国」に向かった模様。

これを受けて、13日、検事総長は国際刑事警察機構（Interpol）にザイダーン前首相の逮捕状発出を要請した。前首相が亡命目的でリビアを出国したのか、またヨーロッパのどの国に向かったのかは不明である。

（金谷研究員）

---

◎本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 公益財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799